

# 転出される みなさまへ



# 江別市

**当市の市政推進にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。**  
**新しい住所地に住み始めてから14日以内に新住所地の市区町村窓口で転入の届出をしてください。**

## 【転入の届出に必要なもの】

- 江別市からの転出証明書  
(転出予定日・転入地を変更した場合でも新住所地の市区町村窓口そのまま提出してください。)
- 届出人が本人であることを確認できるもの  
(自動車運転免許証など。印鑑が必要な市区町村窓口もあります。)
- 個人番号の「通知カード」または「個人番号カード」(新住所の記載手続きのために必要です)  
※転出を取り消す場合は、転出証明書・届出人が本人であることを確認できるものをお持ちのうえ、市民課又は大麻出張所で転出取り消しの届出をしてください。

## 【個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方】

- 特例による転出届をした方は、新住所地の市区町村窓口で、転入の届出書に添えて個人番号カードまたは住民基本台帳カードを提示する必要があります。カードがなければ転入の手続きができませんので、ご注意ください。
- お手続きの際、カードの暗証番号の入力が必要になります。

**次に該当する方は、それぞれ以下の手続きが必要となります。**

項目	江別市での手続き	担当課	新住所地での手続き
公立の小中学校に通学しているお子さんがいる方	現在の学校から「在学証明書」「教科書給与証明書」の交付を受けてください。	教育委員会学校教育課 学校教育係 Tel381-1058	「在学証明書」「教科書給与証明書」をお持ちのうえ、入学手続きをしてください。
国民年金に加入している方	1号被保険者⇒江別市での手続きはありません。	国保年金課 年金担当 Tel381-1028	「年金手帳」「印鑑」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。
	3号被保険者⇒江別市での手続きはありません。		配偶者の勤務先に住所変更の手続きをしてください。
	年金を受給している方⇒江別市での手続きはありません。		新住所地の市区町村を管轄する「年金事務所」で住所変更の手続きをしてください。 なお、届出用紙は市区町村年金担当窓口にもあります。
国民健康保険に加入している方	転出により資格を喪失しますので、「被保険者証」をお返しください。	国保年金課 国保賦課係 Tel381-1028	必要な方は、加入手続きをしてください。

項 目	江別市での手続き	担当課	新住所地での手続き
後期高齢者医療保険に加入している方	転出により資格を喪失しますので、「被保険者証」をお返しく下さい。	医療助成課 高齢者医療係 Tel381-1403	担当窓口で加入手続きをしてください。
介護保険に加入している方	転出により資格を喪失しますので、「被保険者証」をお返しく下さい。 ※要支援・要介護認定を受けている方は、「受給資格証明書」の交付を受けてください。	医療助成課 高齢者医療係 Tel381-1403	担当窓口で加入手続きをしてください。 ※14日以内に「受給資格証明書」を持参して手続きしてください。
各種医療費受給者証(乳幼児・重度心身障がい者・ひとり親家庭)をお持ちの方	転出により資格を喪失しますので、「受給者証」をお返しく下さい。 ※新住所地で各種医療費の助成を申請する場合、1月1日現在の住所地市町村が発行する「所得課税証明書」が必要となります。	医療助成課 医療助成係 Tel381-1403 【所得課税証明書】 市民税課 市民税係 Tel381-1012	「健康保険証」「所得課税証明書」「印鑑」を持参し、担当窓口で医療助成事業についてお問い合わせください。
江別市のナンバープレートの付いたバイク(125cc以下)等をお持ちの方	「ナンバープレート」「標識交付証明書」「印鑑」を持参のうえ、登録抹消手続きをしてください。	市民税課 税制係 Tel381-1012	「廃車証明書」「印鑑」を持参し、新住所地で「ナンバープレート」の交付を受けてください。
上記以外の軽自動車をお持ちの方	軽自動車の定置場を変更する場合は、次のところで住所変更手続等を行ってください。 ◎ 排気量が250CC以下の2輪車及び4輪車 札幌地区軽自動車協会(札幌市北区新川5条20丁目1番20号 Tel768-3955) ◎ 排気量が250CCを超える2輪車 北海道運輸局札幌運輸支局(札幌市東区北28条東1丁目 テレフォンサービス050-5540-2001)		
水道・下水道料金について	水道部にご連絡ください。	水道部営業センター 収納担当 Tel385-1215	新住所地の市区町村役場水道・下水道担当までお問い合わせください。

### 転出に関連してよくあるご質問

#### 【市・道民税について】

市・道民税は、その年の1月1日現在に住所を有している市町村で課税されます。

1月1日現在の住所地が江別市であれば、転出してもその年度の市・道民税は江別市で課税されることとなります。納税通知書をお持ちの方は、当該年度分はそのまま納付願います。

詳細は、市民税課市民税係 Tel381-1012

#### 【固定資産税・都市計画税について】

固定資産税・都市計画税は、その年の1月1日現在に土地又は建物の所有者として土地登記簿又は建物登記簿に登録されている人が納税義務者です。他市町村に移転されても江別市に土地建物を所有している方は引き続き課税されます。

詳細は、資産税課土地係・家屋係 Tel381-1404

江別市 市民課 市民係 Tel011-381-1020